

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外92名

被告 国

口頭弁論要旨 (安保法制の違憲性)

2020(令和2)年10月12日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 青 野 悠

1 新安保法制法の全体像

新安保法制法がなぜ違憲なのか、それを考えるには、まず、新安保法制法の成り立ち、改正内容を正確に把握する必要があります。

新安保法制法は、10件の現行法の法改正と1件の新規立法で構成されています。

この新安保法制法の特徴は、大きく分けると、新たな政府解釈に基づく集団的自衛権行使の認容に伴う改正、もう1つは、平和維持名目による対外的な自衛隊の活動範囲の拡大です。新安保法制法の下では、自衛隊の活動が、様々な場面で武力の行使に結びつき、日本が戦争の当事者になっていくことが可能となりました。

これまでの政府は、憲法が許容できるギリギリの線で憲法解釈をして、立法を行ってきました。しかし、安倍政権は、この従前の政府解釈を根本から覆し、憲法がもはや許容できないレベルの憲法解釈のもとに、新安保法制法を制定したのです。

これから、あらためて新安保法制法がなぜ違憲なのかを説明します。

2 集団的自衛権行使容認の違憲性（自衛隊法76条1項，88条，事態対処法2条4号，3条4項，9条2項1号ロ）

(1) はじめに

次に述べるとおり，改正自衛隊法76条1項及び88条は，新たに加えられた「存立危機事態」にも防衛出動に伴う武力行使を認めることにより，集団的自衛権行使の道を開くものです。加えて，事態対処法が定義する「存立危機事態」は，そもそも定義そのものが不明瞭であり，防衛出動に伴う武力行使を，個別的自衛権行使の範疇にとどめるものとは到底言うことはできません。

また，集団的自衛権行使が憲法上認められないことは，長年にわたり繰り返された政府解釈により憲法規範となっていました。そのため，集団的自衛権を容認する新安保法制法は，武力の行使を禁じる憲法9条1項及び戦力不保持，交戦権放棄を規定する憲法9条2項に違反するものであることは明らかです。

(2) 自衛隊法76条1項改正の問題点

まず，自衛隊法76条1項改正の問題点について説明しましょう。

自衛隊法76条1項は，自衛隊の防衛出動について規定しています。従前，防衛出動が許されるのは，「武力攻撃事態」，すなわち「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」に限られていました。しかし，新安保法制導入に伴う自衛隊法改正により，防衛出動が可能な事態として次のものが加えられました。事態対処法で定義づけられた「存立危機事態」，すなわち「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し，これにより我が国の存立が脅かされ，国民の生命，自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」です。

その結果，内閣総理大臣は，「存立危機事態」に際しても自衛隊の出動を命ずることができ，さらに，防衛出動を命じられた自衛隊は，自衛隊法88条を根拠に，わが国を防衛するため必要な「武力」の行使をすることができるようになりました。

このように「存立危機事態」とは「他国に対する武力攻撃が発生」した場合ですが，防衛出動し，「自衛の措置」として「必要な武力を行使することができる」のです。これは，個別的自衛権の行使の範囲にとどまるものでは

なく、集団的自衛権の行使に道を開くものと言わざるを得ません。

(3) 事態対処法が定義する「存立危機事態」の問題点

ア さらに、「存立危機事態」を定義する事態対処法にも、重大な問題点が存在します。

そもそも、わが国では、自衛権の行使には、①我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）があること、②これを排除するために他に適切な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使であること、の3要件が必要とされることを理由として、集団的自衛権の行使は認められない、との政府解釈が繰り返され、すでに憲法規範として定立していました。ところが、「存立危機事態」を新たに定義することで、集団的自衛権の行使に関するいわゆる新3要件を明文化したのが事態対処法です（2条4号）。

しかしながら、この新3要件は多くの問題点を含んでいます。

イ 第1要件の問題点

新3要件の一つである存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義されています。この存立危機事態の定義は、不明確で評価が必要な概念によって構成されており、どのような事態が、実際に存立危機事態に該当するのか、その判断基準が全くないということが問題です。

例えば、我が国と密接な関係にある他国とはどこでしょうか。まず、アメリカが頭に浮かぶと思いますが、お隣の韓国はそうなのでしょう。中国は。ヨーロッパ諸国は。線引きできる基準はありません。

また、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるとはどういう場合でしょうか。ここで注意しなければならないのは、政府は、存立危機事態に該当するには、日本に直接的な戦火が及ばずとも、間接的な戦争の被害があれば足りると考えていることです。例えば、ホルムズ海峡封鎖の例による、石油供給が断たれるという経済的な影響です。しかし、このような政府の考え方は、「石油の一滴は血の一滴」といって戦争を開始した戦前の危険な思想を思い出させます。グローバル経済の現代で、経済的影響をもって足りるとすれば、存立危機事態に該当する状況は無制限に広がる可能性があります。

このように存立危機事態に関する判断基準は全くありません。政府も、

ホルムズ海峡封鎖の例をもって、存立危機事態を必死に説明しようとしたが、最終的に考え方を撤回しました。政府自身、どのような場合が存立危機事態に該当するのか分からないまま立法したものと言わざるを得ません。

政府の過ちを正すのは我々国民です。しかし、判断基準がないのであれば、存立危機事態であるのかどうか判断ができません。深刻なのが、秘密保護法の下では、判断のために必要かつ十分な情報が与えられないということです。時の政権が暴走した場合、我々国民が政府の過ちを正すことができないのです。

これまで、専守防衛しかできないというのが政府解釈だったわけですが、改正法の下では存立危機武力攻撃を排除するために、自衛隊は地理的な限定なく海外で武力の行使が可能となります。憲法が想定し禁止しているのが、まさしく海外での武力行使です。改正法はそれを真正面から認めていますので、憲法に違反していることは明白です。

ウ 第2要件の問題点

第2要件の「他に適当な手段がないこと」についても、判断が困難です。他国に対する武力攻撃に対して採るべき手段・方法は、外交交渉、経済制裁その他、実力行使以外に危機を乗り越えるさまざまな手段・方法が考えられますから、「他に適当な手段」があるかないかは、相当困難な判断となります。

エ 第3要件の問題点

最後に第3要件の「必要最小限度の実力の行使であること」についてですが、政府は、海外派兵は、一般に自衛のための最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと説明しています。ところが、存立危機事態に対応するには、海外派兵をせざるを得ません。法文上、海外派兵は可能となっています。集団的自衛権の行使と、この第3要件は全く相容れないものであり、法律の内容として大きな矛盾を抱えています。この矛盾が憲法を無視して立法化したことによる綻びにほかなりません。

オ 小括

今述べてきたとおり、存立危機事態において自衛隊を海外に派遣することは、憲法が禁止する「武力の行使」そのものです。しかも、事態対処法はその内容が極めて不明瞭なものであるため、そのような憲法が禁止

する「武力の行使」を政府の判断で行えるという極めて危険な法律です。事態対処法及び自衛隊法が憲法に違反することは明白です。

3 後方支援活動の違憲性

次に、新安保法制法のもう一つの方向性である対外的な自衛隊の活動範囲の拡大についての違憲性を説明します。端的に言うと、新安保法制法では、後方支援活動の軍事色が強まりました。

- (1) まず、重要影響事態法及び国際平和支援法では、支援の対象がアメリカだけでなく、その他の外国の軍隊にも広がりました（重要影響事態法1条、3条1項1号、国際平和支援法1条、3条1項1号）。
- (2) 改正点で重要なのが、支援できる内容として、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備もできるようになったことです（重要影響事態法3条2項・3項、別表第一及び第二の備考¹、国際平和支援法3条2項・3項、別表第一及び第二の備考参照）。

後方支援活動は、一般に「兵站」と呼ばれる軍事行為です。自衛隊が直接攻撃をしなくても、弾薬や燃料を補給し、それにより武力攻撃がされれば、後方支援活動は、他国の武力行使と一体化し、憲法の禁止する武力の行使に該当します。

この点、イラク特措法下での、航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であると判断した名古屋高裁平成20年4月17日判決を忘れてはなりません。

- (3) 重要影響事態法及び国際平和支援法では、現に戦闘行為が行われている現場でなければ後方支援活動等ができるものとされ、地理的制限が緩和されました（重要影響事態法2条3項、国際平和支援法2条3項参照）。理論的には、戦闘行為が行われている現場のすぐ隣の地域でも後方支援活動等

¹ 重要影響事態法の前身である周辺事態法の別表第一・第二の備考では、「一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」と規定されていたが、重要影響事態法では括弧書が削除された。

同じく、周辺事態法の別表第一及び同第二の備考には、「二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」と規定されていたが、重要影響事態法では2号はすべて削除された。

を行えることになったのです。

- (4) このように後方支援活動等ができない場所を「戦闘行為を行っている現場」に限定し、かつ弾薬の提供や戦闘のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を行うことまで規定した重要影響事態法及び国際平和支援法は、武力行使にあたる後方支援活動等を認めるものであり、憲法9条に反し違憲です。

4 P K O新任務と任務遂行のための武器使用の違憲性

新安保法制法では、P K Oのあり方が大きく変わりました。特に任務遂行のための武器使用が大きく変わりました。

- (1) 国連平和維持活動及び国際連携平和安全活動の両者を通じて、その業務内容として、いわゆる「安全確保業務」(国連平和維持活動協力法3条5号ト及びナ)と「駆け付け警護」(同法3条5号ラ)が追加されました。これらの業務の性質上、武装勢力等の妨害を排除し、目的を達成するための強力な武器の使用、すなわち任務遂行のための武器使用を必要とし、これを認めるものとされています(同法26条1項・2項)。
- (2) 元々、P K O協力法において、自衛隊員が武器を携行し使用することは「武力の行使」・「交戦」に当たり違憲であるという主張は根強くありました。政府は、この点について、自衛隊員の武器使用は、自己保存のための自然権的権利であり、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらないと説明してきました。

しかし、改正P K O協力法のもとでは、自衛官個人の自己保存に限定して武器使用が認められるという考え方がもはや完全に放棄されており、自衛官の武器使用を合憲と説明する基礎が失われています。

- (3) また、P K O協力法では、いわゆるP K O参加5原則を定め、客観的に「交戦」・「武力の行使」に当たらない状況を担保し、武器使用について自衛官個人の自己保存である場合に限り許されるということで、合憲と考える余地もありました。

ところが、改正P K O協力法では、このP K O参加5原則そのものが崩れています。P K Oは、中立であることが大切ですが、住民保護のために自衛隊から攻撃を受けた一方の紛争当事者は、自衛隊を敵とみなすはずで、その時点で、自衛隊は、中立の立場にはありません。つまり、「安全確保業務」

と「駆け付け警護」は、P K Oの基本的理理念である中立と相容れないものなのです。

- (4) 改正P K O協力法における新任務である「安全確保業務」及び「駆け付け警護」、それに伴う武器使用は、もはや政府の従来解釈で正当化することはできないのであり、これが武力の行使を禁止した憲法9条1項及び戦力の保持と交戦権を否定する憲法9条2項に違反することは明白です。

5 外国軍隊の武器等防護の違憲性

最後に、隠れた集団的自衛権の行使と言われる法改正について説明します。自衛隊法95条の2が新設され、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用を認められることになりました。

防護の対象となる武器は、空母等の艦船や偵察機等の航空機も含まれます。このような武器を奪取したり、破壊したりするのは、ふつうに考えれば国又は国に準ずる組織です。例えば、航行中のイージス艦や飛行中の軍用機に対する攻撃に対処する場合、自衛官が使用することとなる武器は、P K O活動の場合などとは異なり、自衛隊の艦船や戦闘機に備置された火砲等となります。そうすると、自衛隊法第95条の2による自衛官の対処は、少なくとも外観上は、自衛隊と第三国の軍隊との間の武力衝突と映ることは避け難く、実際にも戦争の発端となりかねないことに十分留意する必要があります。

このような武力衝突は、他国との「交戦」であり、なし崩し的に戦争に突入してしまう危険があります。ここでの自衛隊の武器の行使は、政府のコントロールが及ばないままされるため、文民統制が機能しない危険性があります。

したがって、自衛隊法95条の2は、憲法9条及び憲法66条2項に違反します。

6 結論

このように、多くの法律に違憲である改正内容が盛り込まれました。その内容を見れば、原告らが、日本が戦争に巻き込まれることになるのではないかと深刻に不安に思い、本件訴訟を提起した理由がご理解いただけると思います。もはやどのような理屈を立てようとも、新安保法制法を合憲とする余地はありません。

以上